

目まぐるしく変わる社会情勢の中で、こうした方向性は、福祉行政の総体的な流れでもあるのです。

特別な治療や訓練を受ける期間や全面的介護を必要とする場合を除いて、いわゆる、いままでの施設収容型福祉から在宅中心型福祉へと大き

く流れが変わってきています。

つまり、障害者も家庭や地域社会の中で、1人の家庭人、社会人として生きていく。そのための条件整備や住民自らが思いやりの心をもつということが、この事業の大きなねらいです。

中心は四つの重点事業

次の4つの柱が、障害者の住みよいまちづくりをすすめる上で、中心となります。

①障害者の生活環境の改善

健康な人には、なんでもない階段も車椅子の人やおとしよりの場合、利用できないこともあります。このような建物や街の構造を改善し、障害者が自由に行動できる生活の場を広げます。

公共施設については、利用の多い施設から順次ドアの自動化や出入口にスロープを取り付けるなど。

②福祉サービス事業

障害者が地域や家庭において健康で豊かな生活ができるよう福祉サービスを効果的に展開します。

また、障害者の雇用の促進も関係機関と協力し積極的に取り組みます。

手話通訳者の派遣と手話奉仕者の養成、点字図書コーナーの設置など。

③心身障害児早期療育推進事業

心身障害児を早期に発見し、療育

を推進します。

心身障害児早期療育指導部会により、関係機関との総合調整や調査研究を行う。

④市民への呼びかけ

障害者に対する正しい理解と認識を深め、ボランティア活動などに住民の参加を広め、連帯感を高めるとともに心のふれあう地域社会づくりを目ざして、市民啓発にも務めます。

市民参加を重点に

以上の事業を円滑にすすめるためには、市民参加を重点に置き、市と市民、障害者が一体とならなければなりません。

そのための組織として、障害者福祉都市推進協議会、療育部会、委員会の3つが主体となります。

なお、来年は、「障害者の完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」です。より多くの市民みなさんの理解とご協力をお願いします。



身障者のためのバス「あけぼの号」



市庁舎出入口は自動ドアに



日ごろの成果を発表「福祉展」



指定第1号となった市内中島天満宮の樹林

神社などの樹を保護します

市は、神社やお寺の樹木を保護する「樹林・樹木の保護指定事業」を10月1日からスタートさせました。

この事業は、市内の神社やお寺、または公共施設などにある、すぐれた樹林・樹木を生活環境の保全と緑のシンボルとして保護指定しようとするものです。

今年度は、富士駅北・富士駅南・伝法・吉原・今泉の5地区、32カ所

を指定。57年度までに合計126カ所を指定する予定です。

指定した樹林・樹木には、標識を設置するとともに補助金を交付します。

神社林などは、市内に残された代表的なみどりであり、地域の共有財産でもあります。

この貴重なみどりをいつまでも大切に保存しましょう。